明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○口座管理機関に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・法務・財務二）　一
〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一五一）　二
〔告　示〕
○除籍の一部が滅失した件（法務三四三）　二
○日本国に帰化を許可する件（同三四四）　三
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（同三四五）　三
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一九六七～一九七五）　五
○肥料を登録した件（同一九七六）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一九七七）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛二五八～二六三）　六
○道路に関する件（九州地方整備局一〇七、一〇八）　六
〔人事異動〕
内閣　公正取引委員会　財務省　七
〔叙位・叙勲〕　七
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
法　務　八
労　働　八
最低賃金の改正決定に関する公示（石川労働局最低賃金公示二・三、香川同二・三、福岡同五）　八
国家試験　八
令和七年不動産鑑定士試験（短答式試験・論文式試験）の施行について（国土交通省土地鑑定委員会）　八
国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）　九
〔公　告〕
諸事項　九
官庁
国営小阪部川土地改良事業（農業用用排水）計画の変更関係　九
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　九
会社その他　三〇

府令・省令

内閣府
財務省令第二号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項後段及び第二項の規定に基づき、口座管理機関に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年十一月六日

内閣総理大臣　石破　茂
法務大臣　牧原　秀樹
財務大臣　加藤　勝信

口座管理機関に関する命令の一部を改正する命令

内閣府
口座管理機関に関する命令（平成十四年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。
財務省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（上位機関としての口座管理機関から除かれる者） **第一条**　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「法」という。）第四十四条第一項後段に規定する主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一　法第四十四条第一項第十三号に掲げる者（同項の規定により口座を開設する者が次のいずれかに該当する場合を除く。） イ　法第四十四条第一項第十三号に掲げる者 ロ　社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）第二条各号に掲げる者（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第五号に規定する非居住者及び同項第七号に規定する外国法人を除く。）のために口座（法第二条第一項第二号に掲げるものに係るものを除く。次号において同じ。）を開設する者（イに掲げる者を除く。）	（上位機関としての口座管理機関から除かれる者） **第一条**　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「法」という。）第四十四条第一項（各号列記以外の部分に限る。）及び第二項に規定する主務省令で定める者は、同条第一項第十三号に掲げる者（同項の規定により口座を開設する者が同号に該当する者である場合を除く。）とする。 ［号を加える。］

二　前号ロの口座を開設する者（法第四十四条第一項の規定により口座を開設する者が同号ロに該当する場合を除き、当該口座を開設する者を含む。）	［号を加える。］
２　法第四十四条第二項に規定する主務省令で定める者は、同条第一項第十三号に掲げる者とする。	［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○厚生労働省令第百五十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月六日

厚生労働大臣　福岡　資麿

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物）	（指定薬物）
第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。	**第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。
一～三十四　（略）	一～三十四　（略）
三十五　Ｎ－（一－アミノ－三・三－ジメチル－一－オキソブタン－二－イル）－五－ブロモ－一－ペンチル－一Ｈ－インダゾール－三－カルボキサミド及びその塩類	（新設）
三十六～百十五　（略）	百十五～二百九十三　（略）
百十六　一－（二－ジエチルアミノ）エチル－二－（四－フルオロベンジル）－五－ニトロベンズイミダゾール及びその塩類	（新設）
百十七　一－（二－ジエチルアミノ）エチル－二－（四－メトキシベンジル）ベンズイミダゾール及びその塩類	二百九十四～三百三十九　（略）
百十八～二百九十六　（略）	
二百九十七　四－メチル－一－（三・四－メチレンジオキシフェニル）－二－（ピロリジン－一－イル）ペンタン－一－オン及びその塩類	
二百九十八～三百四十三　（略）	

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。